

営農情報

令和6年1月

農業者の皆さん「**労災保険**」の特別加入制度をご存知ですか？



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件の下に特別加入という形で任意加入できます。

下記に該当する方が特別加入制度の対象になります。

(1) 特定農作業従事者

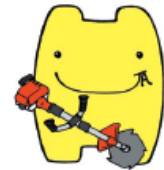
一定の経営規模以上の方が加入できます！

年間農産物総販売額300万円以上または、経営耕地面積2[㊦]以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業 ②2[㊦]以上の高所での作業 ③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業 ④農薬散布作業 ⑤牛、馬、豚に接触、または接触する恐れのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

経営規模にかかわらず加入できます！

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。①動力耕運機その他の農業用トラクター ②動力溝掘機 ③自走式田植機 ④自走式防除用機械 ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械 ⑥トラック、自走式運搬用機械 ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械 ⑧無人ヘリコプター(農業用途)



※(1)、(2)は重複して加入することはできません。

上記のほかに「中小事業主等」と労働者「一般加入」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付(けがの治療)、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。(労災認定は一関労働基準監督署が行います)

年間保険料は下記の金額です。(令和5年12月現在、給付基礎日額5,000円の例)

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

お問い合わせ JA各営農経済センター または JA営農振興課

営農情報

魅力ある資材店舗づくりを 目指したディスプレイコンテストで 多数入賞果たす

「JA資材店舗CS甲子園2023」が令和5年6月に審査が行われ、下記の通り入賞しました。今後も組合員の皆さまにご利用いただける資材店舗づくりを目指してまいります。

表彰内容

全国表彰「関連陳列賞」 平泉営農経済センター
花泉営農経済センター
藤沢営農経済センター

東北地区表彰「東北ブロック事業所長賞」
大東営農経済センター

岩手県地区表彰 最優秀賞 千厩営農経済センター
優秀賞 大東営農経済センター
ラウンドアップノズルULV5賞
花泉営農経済センター
スタークル賞 平泉営農経済センター
ゴウケツ賞 花泉営農経済センター



藤沢営農経済センター



花泉営農経済センター



千厩営農経済センター



平泉営農経済センター